

令和5年（ワ）第1781号 損害賠償請求等事件

原告 [redacted] 外2名

被告 [redacted] 外2名

被告恵庭市準備書面（3）

令和6年8月5日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

被告恵庭市訴訟代理人 弁護士 宮 永 尊



被告恵庭市は、令和6年6月12日付け原告準備書面（2）に対し、次のとおり
認否反論する。

第1 同第1について

認否の限りにあらず。

第2 同第2「被告恵庭市が認識し、または自ら主体として関与していた事実」に
ついて

1 同1「前提事実」について

(1) 同(1)「育恵会」について

ア 同アについて

認める。

イ 同イについて

同イのうち、恵庭市において知的障害者に住み込みで食事と仕事の提供
を行う牧場が複数あった事実及びそれらの牧場とそれらの牧場で働く知
的障害者の連絡・交流の場として設立された団体であった事実は認め、そ

の余は否認する。

事務局は、会則では事務局は理事会内に置くことになっている（会則第
第14条、甲8、16頁）。

被告恵庭市は、事務局のお手伝いをしていたにすぎない（乙C19「別
添3」）。

(7) 同(7)について

同(7)第1段落のうち、被告恵庭市が育恵会の理事会について恵庭市役
所内のスペース、会議室を利用させていたことについては認め、育恵会
の総会は被告恵庭市障がい福祉課の決裁を経た上で開催されていたとの
10 事実は否認する。総会の開催は、育恵会の専権事項である（会則第11
条、12条、甲8、16頁）。

また、原告が引用する甲8・1～2頁をどう読めば被告恵庭市障がい
福祉課が育恵会の総会について決裁しているのか不明である、決裁は起
案に対しての決裁であって、育恵会の総会開催についての決裁ではない。

育恵会の総会については、甲8・1～2頁の文書が作成される前の令
15 和2年2月7日（金）開催の理事会において承認されている（甲8、3
～4頁）。

甲8・1～2頁は、上記理事会で決定した総会の開催について、理事
会で決定した総会について日時や場所など決定された事項を整理し、上
20 司に対し情報の共有をしているものに過ぎない。実際の判断は育恵会理
事会が行っており、被告恵庭市はあくまで育恵会の手伝いをしているに
すぎない。

同(7)2段落は、主語を欠いているので何を主張したいのか不明であり、
認否不能である。

なお、甲8・37頁の記載は育恵会関係者の移動のために恵庭市保健
25 福祉部障がい福祉課が介護福祉課に対し恵庭市福祉バスの使用を求める

使用申請書であり、かかる申請も育恵会に対する手伝いの一つである。

(イ) 同(イ)について

同(イ)第1段落は否認する。

原告が引用する甲6・1～2頁をどう読めば被告恵庭市障がい福祉課
が育恵会の親睦会について決裁しているのか不明である。決裁は起案に
対しての決裁であって、育恵会の親睦会開催についての決裁ではない。

育恵会の親睦会については、甲6・1～2頁の文書が作成される前の
令和元年7月8日(月)開催の理事会において承認されている(甲6、
2頁、「6. その他」)。

ウ 同ウについて

認める。

(2) 同(2)「■■■■牧場に原告ら3名の知的障害者がいること」について

被告恵庭市が、■■■■牧場に原告ら3名の知的障害者が住み込みで居住して
いることを認識していた事実は認め、被告恵庭市が育恵会の事務局となっ
ている事実は否認する。

前記のとおり、被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課は、あくまで育恵会事
務局の手伝いをしていたに過ぎない(乙C19「別添3」)。

(3) 同「マニュアルの存在及び内容」について

認める。

2 同2「2016年(平成28)年7月8日」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

認める。

(3) 同(3)について

第1段落の事実は認める。

第2段落の事実を認める。

第3段落の事実は、甲17の6頁に記載がある限りで認め、e-ふらっとの
[redacted]の内心については不知。

(4) 同(4)について

認める。

(5) 同(5)について

認める。

3 同3「2016（平成28）年10月上旬」について

(1) 同(1)について

被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課が亡[redacted]を雇用主とし位置づけている
事実は否認し（ただし、甲20～甲22、それぞれの4頁最下段で「雇用主」
と記載されている事実については認める）、その余は認める。

被告恵庭市は、亡[redacted]をいわゆる里親または養護者として認識している。

(2) 同(2)について

ア 同ア「原告[redacted]」について

同(ア)ないし(ウ)の甲20号証の記載については認める。

イ 同イ「原告[redacted]」について

同(ア)ないし(ウ)の甲21号証の記載については認める。

ウ 同ウ「原告[redacted]」について

同(ア)ないし(イ)の甲22号証の記載については認める。

4 同4「2016（平成28）年10月13日」について

認める。

5 同5について

認める。

但し、原告らは「もっとも、このときも、e-ふらっとに対し、原告らに対する
それ以上の情報は提供されなかった」と、あたかも佐藤主査が故意にe-ふ

らっとに情報を提供しなかったように主張するが、佐藤主査（被告恵庭市保健福祉部障がい福祉課）も情報を持ち合わせていなかったのであり、故意に情報を提供しなかった訳ではないことを付言する。

6 同6「2016（平成28）年12月27日」について

5 (1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

認める。

(3) 同(3)について

10 認める。

(4) 同(4)について

乙C16の記載については認める。

7 同7「2017（平成29）年1月26日」について

(1) 同(1)について

15 第2段落のうち（なお、…思われる〔乙C1〕）との主張については争い、その余は認める。

恵庭市障がい者相談支援事業仕様書においては、相談支援センターで実施する事業及び業務内容には、「その他、恵庭市が必要と認める業務」（乙C1「恵庭市障がい者相談支援事業仕様書」4頁（4））とあり、e-ふらっとが原告らを総合相談所に連れていくことも恵庭市とe-ふらっととの業務委託契約の範囲内である。

(2) 同(2)について

e-ふらっとによる記録の記載（甲17・8頁）については認める。

(3) 同(3)について

25 第1段落及び第2段落については認め、第3段落の主張については争う。

狩野主査は、原告らの住居について「住居がプレハブできれいな環境では

ないことを聞いていた」と言ったにすぎないにもかかわらず、e-ふらっとの記録では「プレハブに住まわされているなど劣悪な環境」との記載にすり替えている（甲17・8頁）。

また、12月27日の訪問時の担当者は、「3人の障害者の年金の管理についても不明な状況であり、今後の確認を要する」との所感を抱いていたに過ぎないのに、e-ふらっとの記録では「年金などの金銭的詐取も疑われるため」（甲17・8頁）との記載にすり替わっている。

以上のことからすると、狩野主査は、e-ふらっととの記録と概ね同内容のことを話したというのは誤りで、e-ふらっとは、虐待方向につながる記載をあえてしているのは明らかである。

8 同8「2017（平成29）年1月27日」について

(1) 同(1)について

e-ふらっとの甲17・8頁に同(1)記載がある限りで認める。

但し、e-ふらっとは、「ただ単に連れて行くことは相談支援業務の範疇を超えておりできない」と考えていることは、前記のとおり誤りであり、恵庭市とe-ふらっとの業務委託契約の範囲内である。

e-ふらっとが、かような考えをもって行動していたことは、e-ふらっとが恵庭市保健福祉部障がい福祉課の業務を受託しているにもかかわらず、非協力的であったことの証左である。

(2) 同(2)について

認める。

(3) 同(3)について

e-ふらっとの記録上の記載については認める（甲17・10～11頁）。

なお、同エ第2及び第3段落「この話を受け、虐待も視野に入れ、障がい福祉課で“裏取り”をしたところ、農場（農家と酪農）のうち酪農が破たんしていたこと、■■■■氏が元市議会議員（元議長）であったことが分かり、対

応に気をつけるようにと達しがあつたとのことである。

このため、破たんのことまでは市長決裁をとっており、障がい福祉課だけでなく、市としてことを荒立てずに支援していくという方針が立てられたという。」のは、事実でなく e-ふらっとの創作である。

また、同オ「環境は劣悪な状況だった。」というのも、狩野主査の話を聞いただけで、e-ふらっとは実際に確認もしていないのに、憶測で断定した記載と言わざるを得ない。

(4) 同(4)について

第1段落は、同段落のうち（狩野主査が）「e-ふらっとの記録どおりの発言があつたことを前提にその理由を説明している」事実については否認し、その余は認める。

狩野主査は、自分が e-ふらっとに述べたことについて、e-ふらっとの記載が自分の述べた以上の表現になっていることについて、推測を述べたに過ぎず、e-ふらっとの記載通りの発言を前提などしていない。

第2段落は認める。

第3段落は認める。

第4段落は争う。

狩野主査は、「私の主訴は、障害者3名に手帳を取得させたいから総合総に連れて行ってほしい」（乙C5）と言っているのに対し、e-ふらっとは「虐待案件と扱わざるをえない」、「劣悪な環境に住んでいることは金銭搾取」など記録している（甲17・10頁）。

以上のとおり、狩野主査は療育手帳の取得のための総合相談所への送迎、e-ふらっとは虐待案件の可能性を問題にしており話しかみ合っていない。

いずれにしろ、狩野主査は、e-ふらっとの記録（甲17・10～11頁）と概ね同様のことを話したということは誤りである。

(5) 同(5)について

柱書部分は認める。

ア 同アについて

第1段落は認める。

第2段落のうち亡■が恵庭市議会議員だったのは、2011（平成23）年4月30にまでのことであった事実は認め、その余は争う。

恵庭市保健福祉部障がい福祉課においては、支援（里親と養護される者）する者の世帯状況、職業等を把握している。

原告らは、「みんな知っているとは限らない」と主張するが、「みんな」というのは恵庭市保健福祉部障がい福祉課の職員のことを言っているのであり、原告らの指摘は誤っている。

イ 同イについて

第1段落は認める。

第2段落ないし第4段落は、不知。

第5段落は、争う。

そもそも、恵庭市保健福祉部障がい福祉課の人間が亡■氏が元市議会議員であったことを知り、それをe-ふらっとに伝えないことが、何故、「対応を気をつけるように達しがあった」ことに繋がるのか不明である。

なお、e-ふらっとは、障がい福祉課からの指示に対し、「了解できない」等非協力的態度を示し続けていたため、恵庭市保健福祉部障がい福祉課が委託者として指示する際には、「グループホームを探して欲しい」といった全体的指示ではなく、「グループホームの空き情報」という個別具体的な指示をするようにしていた。

9 同9「2017（平成29）年2月8日」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

eーふらっと作成のフェイスシート上に記載がある限りで認める。

なお、フェイスシート上は「トイレはなし」とあるが、実際には原告
の部屋に共同のトイレがあり、上記記載は正確性に欠く。

(3) 同(3)について

eーふらっとの記録上に記載がある限りで認める（甲 17・17～20頁）

(4) 同(4)について

佐藤主査の調査委員会における聞き取りの回答については認める。

(5) 同(5)について

ア 同アについて

認める。

イ 同イについて

認める。

ウ 同ウについて

認める。

但し、熊谷職員は、「ネグレクトについてはわからない」と明確に回答
している。

エ 同エについて

認める。

但し、同回答は、《高橋委員》からの「なぜeーふらっとは虐待だと盛り
上がっていたのか。」という問いに対し、熊谷職員はeーふらっとの動機を
推測してしたに過ぎない。

(6) 同(6)について

eーふらっとの記載（甲 17・20頁）及び佐藤主査の発言（乙 C5・15
頁最下行～16頁2行目）は認め、その余は争う。

なぜ、熊谷職員と佐藤主査の発言から、eーふらっとの記録と概ね同様の内

容が被告恵庭市との間でも共有されていたのか不明である（そもそも「同様の内容」というのも不明）。

e-ふらっとの記録には、平成29年2月8日の訪問時を前提にした所感である「今後について」においては、次の記載がある（甲17・20頁）。

・今回だけでは判断できないが、最低限、相談先の紹介と次につなげる了解は取ることが出来た。

・関係性を考えると、訪問の際しばらくは行く相談員は固定がよいと思われる。

・e-ふらっとのみで行く場合、行く頻度などを含め検討を要する。

以上のとおり、平成29年2月8日の訪問時においてもe-ふらっとは、虐待案件との認識はしてはならず、相談先の紹介と次につなげる了解（療育手帳の取得及びグループホーム等への転居）をとったのみであった。

また、e-ふらっとは相談（療育手帳の取得や転居）を継続する意向がその時点ではあったことがうかがえるが、その後、e-ふらっととしては何らの動きもしていない。

10 同10「被告恵庭市調査委員会の調査報告書（乙C19）について」

(1) 同(1)について

乙C19・5～6頁の記載は認め、原告らの「これは完全に事実と異なっている」との主張は争う。

「しばらく連絡をとっていなかった」のは狩野主査であって、上記記載は、恵庭市保健福祉部障がい福祉課として連絡若しくは亡[]に接触したことを否定するものではない。

(2) 同(2)について

認める。

(3) 同(3)について

同(3)のうち「調査書の作成の記録や判定依頼書の発送についての記録が全

く残っていないとも考えがたいことである」の主張は争い、その余は認める。

調査書の作成の記録や判定依頼書等の保存年限は5年と定まっており、記録が残っていないとしても不自然ではない。

(4) 同(4)について

争う。

原告らは、「被告恵庭市が、このような事実と全く異なる主張を行うのは、極めて遺憾である。」と主張するが、どこが事実と全く異なるのか。

原告らの主張は、被告恵庭市に対する誹謗・中傷に他ならない。

第3 同第3「被告恵庭市におけるe-ふらっとの位置づけ」について

1 同1「はじめに」について

認否の限りにあらず。

2 同2「被告恵庭市におけるe-ふらっとの位置づけ」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

ア 同アについて

認める。

イ 同イについて

認める。

3 同3「小括」について

特に争わない。

第4 同第4「被告恵庭市が国家賠償法1条1項に基づく責任を負うこと」について

1 同1「国家賠償法1条1項」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

争う。

5 2 同2「被告恵庭市の行為」について

(1) 同(1)「被告恵庭市の作為」について

ア 同アについて

否認する。

10 被告恵庭市は、年金詐取が疑われること、生活環境が劣悪であることを認識していない。また、e-ふらっとが「相談及び助言に関する業務を行うことを拒否した」とあるが、何をもって拒否したと言うのか、さらに、e-ふらっとが虐待を認識、相談及び助言をする意思決定をしたという記録は一切無い。

15 e-ふらっとは、原告らによると①障がい者虐待についての通報又は届け出の受理、②虐待を受けた障がい者保護のための相談、指導及び助言に関する業務を行うものとされているところ(原告ら準備書面(2)23頁イ)、e-ふらっとは、内部文書では「年金詐取が疑われる」、「生活環境が劣悪」との記載を残しているが、実際に虐待があったとして、通報もしなければ、相談・助言など何らしていないのがその証左である。

20 イ 同イについて

否認ないし争う。

前記のとおり、狩野主査は療育手帳の取得のための総合相談所への送迎をe-ふらっとに依頼し、e-ふらっとは虐待案件の可能性を問題にしており話しがかみ合っていない。

25 それが、何故、積極的に虐待の隠蔽を図ったことになるのか、原告らの主張に論理の飛躍がある。

(2) 同(2)「被告恵庭市の不作為」について

否認ないし争う。

原告らは、被告恵庭市が「 牧場関係者による原告らに対する虐待が行われている疑いを認識しており」と主張するも、被告恵庭市は、虐待が行われている疑いを認識していなかった。

3 同3「障害者虐待に関する市町村の権限行使義務に関する法令上の規定」について

(1) 同(1)「障害者虐待に対する一般的な市町村の義務規定」について

認める。

(2) 同(2)「使用者による障害者虐待に対する一般的な市町村の義務規定」について

同ア及び同イは認める。

4 同4「被告恵庭市の行為の違法性の判断枠組み」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

ア 同アについて

不知。

原告らにおいて、裁量の幅の広狭について根拠を示されたい。

イ 同イについて

認める。

ウ 同ウについて

特に争わない。

エ 同エについて

争う。

抽象的な法文から導いた原告ら独自の解釈に他ならない。

オ 同オについて

厚労省のマニュアルの記載事項については認め、虐待を否定する方向での認定を行う裁量の幅は極めて限定的と解釈すべきとの原告らの主張は争う。

5 今回の被告恵庭市の■■■■牧場の訪問は、平成28年7月8日、育恵会の■■■■氏から「障害者が、親方から酪農を辞めるのでこれからは仕事もないから勝手にしろと言われているという相談」が端緒となっている(乙C19・4頁)。

10 厚労省の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の障害者虐待防止等のスキームによれば、養護者による障害者虐待の場合は、「虐待発見」→通報→「市町村」①事実確認、②措置(一時保護、後見審判請求)、事業者による障害者虐待の場合は、「虐待発見」→通報→「市町村」→通知→「都道府県」→報告→「労働局」①監督権限の適切な行使②措置等の公表となっている(甲24・35頁)。

15 本件については、そもそも虐待の通報ではなく、第三者から障がい者らの今後を心配する相談であり、しかも、同年7月8日の訪問でははっきりした状況がつかめなかったが、同日の訪問時において障害者らは直ちに■■■■牧場から出ていかなくとも良い状況が確認できた(乙C19・5頁)。

20 以上のとおり、そもそも同年7月8日の時点では虐待通報はなく、恵庭市保健福祉部障がい福祉課としても虐待と認識せず、虐待かどうかの判断する場でもなく、虐待かどうかの判断が難しい場面でもなかった。

したがって、原告らの厚労省のマニュアルを前提にした主張にはそもそも誤りがある。

(3) 同(3)について

25 ア 同ア「事実の基礎の欠如」について

判例の存在については争わない。

イ 同イ「判断の合理性」について
判例の存在については争わない。

ウ 同ウ「手続の適正さ」について
(7) 同(7)について

不知。

原告らの主張の根拠を示されたい。

(4) 同(4)について
判例の存在については争わない。

エ 同エ「法の趣旨・目的を逸脱した場合」について
判例の存在については争わない。

(4) 同(4)について
争う。

5 同 5「被告恵庭市の不作為の違法性」について

(1) 同(1)「はじめに」について

被告恵庭市は、2017（平成29）年2月8日までには、 牧場関係
者による原告らに対する虐待が行われていることを認識していない。

(2) 同(2)「事実の基礎の欠如（その1）」について

ア 同アについて
争う。

(7) 同(7)について

第1段落は争わない。

第2段落は争う。

原告らの主張は根拠がなく、養護者による障害者虐待が発生した場合
の対応（市町村）（甲24・6頁）、（使用者による）相談・通報・届出の
対応（甲24・142頁）を超える対応を求めるものである。

第3段落は争う。

原告らは厚生省マニュアルを誤読している。

厚労省マニュアルは、通報が「労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であった」りする可能性があるもので、正確な事実確認を行うべき、通報等の内容が明らかに使用者虐待ではない場合、適切な相談窓口につなぐべきとのことを言っているに過ぎない（甲 24・143 頁）。

すなわち、「通報」が「労働条件に対する苦情の形式を取ることもあり得る」などとする原告らの主張には、厚労省マニュアルに対する明白な誤読、誤解が存する。

(イ) 同(イ)について

争う。

育恵会の 副会長からの又聞きである「仕事もないから勝手にしろという」発言は、そもそも具体的に何を「勝手に」するかもわからない発言に過ぎない（出てけとも言われていない。仕事がないから勝手に行動しているとも解釈しうる）。

その意味で、 副会長の前記発言をもって、使用者による障害者虐待の通報があったことが認められるとの原告らの主張は誤りである。

(ウ) 同(ウ)について

乙 C21・2 頁の記載については認める。

但し、「噂ではあるが、プレハブ小屋で冬期間寝泊まりしているので、足が凍傷になっていると聞いている」というように単なる噂を 副会長が狩野主査に伝えたに過ぎない。

また、厚労省マニュアルは、「健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）」で働かせる」ことが「放棄・放置」に該当するとしているが、原告らの仕事は、牧場ないし畑仕事なので、上記には該当しない。

(エ) 同(エ)について

争う。

イ 同イについて

(7) 同(7)について

第1段落は認める。

但し、原告らの服が汚れていたのは、外で仕事をしていたためと推測しうるし室内もきれいとは言えなかったが、これは被告■■■■氏によると部屋を掃除しようとする障がい者らは自分の部屋に入られるのが嫌なのか怒るので、部屋の清掃は障がい者らの自主性に任せていた結果である。

第2段落は認める。

第3段落は認める。

第4段落は否認する。

原告らは、被告恵庭市が、虐待を疑わせる事実と挙げているのは、①やや薄汚れた服を着ていたこと、②((住居)内がきれいと言える状況にない)、③牧場の経営が思わしくないなど主張するが、被告恵庭市は「虐待を疑わせる事実も把握していない」というのが被告恵庭市の主張であり、原告らの主張は完全にミスリードの主張である。

(イ) 同(イ)について

被告恵庭市が育恵会の■■■■副会長から「これからは仕事もないから勝手にしろと言われて困っている。」と聞いた事実は認める。

「噂ではあるが、プレハブ小屋で冬期間寝泊まりしているので、足が凍傷になっていると聞いている」と聞いた事実は認める(原告らは意図的に「噂ではあるが」を省略している)。

ネグレクト(介護・世話の放棄・放任)の使用者虐待をうかがわせる事実を聞いたとの事実は否認する。

被告恵庭市は、使用者虐待をうかがわせる事実と判断していない。

(ウ) 同(ウ)について

a 同 a について

第1段落の熊谷職員が記載したと思われる甲22・4頁の記載について
5 5
ては認める。

第2段落の甲17・15頁に記載がある限りで認める。

第3段落の甲17・18頁に記載がある限りで認める。

第4段落乙C5・15頁24行目の事実は認める。

b 同 b について

10 甲17・18頁、甲17・19頁に記載がある限りで認める。

c 同 c について

(a) 同(a)について

認める。

但し、共同トイレは原告の[]の部屋にあり、原告[]、原告[]
15 []の部屋は原告[]の部屋に隣接している。

(b) 同(b)について

認める。

但し、床に直接布団が敷かれていたことに何か問題があるのか。

マットがないということなのか、ベッドではないということなのか、
20 熊谷職員の発言の趣旨が不明であることは付言する。

(c) 同(c)について

甲17・20頁に記載がある限りで認める。

(エ) 同(エ)について

a 同 a について

(a) 同(a)について

25 甲20・4頁に記載がある限りで認める。

(b) 同(b)について

甲 17・8 頁に記載がある限りで認める。

(c) 同(c)について

認める。

5 b 同 b について

(a) 同(a)について

認める。

(b) 同(b)について

認める。

10 (c) 同(c)について

認める。

(オ) 同(オ)について

否認ないし争う。

原告らは、①から③の3つほか、様々な事実を認識していたと主張するが、いずれの事実も真実か否か不明であった。

したがって、「虐待を疑わせる事実を把握していない」とするのは、重要な事実の基礎を欠く認定とは言えない。

ウ 同ウ「まとめ」について

争う。

20 (3) 同(3)「事実の基礎の欠如(その2)」について

ア 同アについて

(ア) 同(ア)について

認める。

(イ) 同(イ)について

25 争う。

イ 同イ「被告恵庭市が認識していた事実」

(7) 同(7)について

否認する。

原告らの言う事実が真実かは不明であった。

(4) 同(4)について

甲20・2頁に記載のあった限りで認める。

(ウ) 同(ウ)について

甲22・4頁に記載があった限りで認める。

ウ 同ウ「事実に対する合理的な評価」について

(7) 同(7)について

特に争わない。

(4) 同(4)について

争う。

まず、恵庭市マニュアル（乙C2）14頁のチェック項目は、「養護者による虐待」に関するものである。原告らの主張は養護者による虐待を主張するのか、使用者による虐待を主張するのか明らかにされたい。

また、原告らは原告[]のみをあげて低体重、「栄養失調が見てとれる」状況と主張する。

しかし、原告[]だけ他の原告らと異なる食事を与えられていたとは考えられない。

しかも、BMIは肥満度を表す体格指数であり、BMIの値が低いことと栄養失調であることはイコールではない。

原告[]以外の原告らが低体重、栄養失調状態にはなかったのであるから、原告[]は単に痩せ型であるに過ぎない。

(ウ) 同(ウ)について

争う。

(エ) 同(エ)について

亡■らと原告らは、いわゆる里親と家事使用人の関係であり、亡■
■らは使用者ではない。

亡■らを使用者とする前提の議論は誤りである。

(オ) 同(オ)について

争う。

部屋からの異臭はないし、極度の乱雑もなし、ベタベタした感じもなし、ごみの放置もなかった。また、原告らが言えば金銭を交付されていたし、亡■らが遊行費や生活に使っているように見える事実もなかった。

(カ) 同(カ)について

争う。

原告らは、恵庭市マニュアル（乙 C 2） 1 4 頁の「類似のサインにも注意深く目を向ける必要がある」との記載を引用して、本件を虐待疑い事案として扱わないことは明白に不合理であると主張する。

しかし、「類似のサイン」が何かは特定していないし、なぜ、上記記載から本件を虐待疑い事案として扱わないことは不合理なのかも不明である。原告らの主張は結論ありきの主張と言わざるを得ない。

(キ) 同(キ)について

争う。

被告恵庭市は、通報も届出もないなか、そもそも虐待事案として認識していない。

エ 同エ「まとめ」について

争う。

(4) 同(4)「判断過程の合理性の欠如」について

ア 同ア「③a 考慮すべき事由を考慮しなかったこと（重視すべき事由を重視しなかった）こと」について

争う。

原告らは、虐待案件の処理であることを前提にしているが、そもそも被告恵庭市は虐待案件として受理していない。

よって、原告らの主張には理由がない。

5 イ 同イ「③b 考慮すべきでない事由を考慮した（重視すべきでない事由を重視した）こと」について

(7) 同(7)「障害者本人の自覚を問題としたこと」について

a 同 a について

否認する。

10 被告恵庭市は、原告ら障害者本人の訴え（届出）だけではなく、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者の通報もなかったこと及び聞き取りにより虐待を疑う要素はなかったと判断した。

したがって、原告らの主張は不正確である。

b 同 b について

15 厚労省のマニュアルの記載については認める。

c 同 c について

恵庭市のマニュアルの記載については認める。

d 同 d について

争う。

20 上記 b,c は虐待認定にあたっての留意点である。上記 b,c

から虐待事案の対応として、考慮すべきでない事由を考慮した（重視すべきでない事由を重視した）ものであり不適切であるという原告らの主張の方が不適切である。

(4) 同(4)「育恵会に過度に配慮したこと」について

25 争う。

「水を差したくない」という狩野主査の発言は、原告らが下線を引いた

部分記載のとおり、「虐待というこぶしを挙げたeーふらっとを論すために言った」言葉に過ぎず、育恵会そのものに配慮したものではない。

この発言を持って、③b 考慮すべきでない事由を考慮した（重視すべきでない事由を重視）したという原告らの主張は根本的に誤っている。

5 ウ 同ウ「まとめ」について
 争う。

(5) 同(5)「手続きの適正さの欠如」について

ア 同ア「はじめに」について

 (7) 同(7)について
 10 争う。

 根拠条文または判例など主張の根拠を示されたい。

 (1) 同(1)について
 争わない。

イ 同イ「医療職の立会がなされていないこと」について

 (7) 同(7)について

 15 厚労省マニュアルの記載については認める。

 (1) 同(1)について

 恵庭市マニュアルの記載については認める。

 (ウ) 同(ウ)について
 20 争う。

 ■副会長の「足が凍傷になっている」という話しは、「噂」の話しに過ぎない。また、仮に凍傷になったとしても、平成28年7月8日は真夏であり、「障害者本人への医療の必要性が疑われる場合」には到底該当しない。

25 ウ 同ウ「障害者及び十分な説明がなされていること」について

 (7) 同(7)について

厚労省マニュアルの記載については認める。

(イ) 同(イ)について

恵庭市マニュアルの記載については認める。

(ウ) 同(ウ)について

否認ないし争う。

被告恵庭市が、 牧場を訪れたのは、酪農をやめて障がい者たちの行き場がなくなる可能性も考え、グループホーム等への将来的転居可能性を見据えた、療育手帳の取得目的を目指してのことであった。

すなわち、 牧場の訪問は、虐待調査のための訪問ではなかった。

したがって、恵庭市マニュアル④の説明を行わなかったとしても問題はない。

エ 同エ「虐待対応ケース会議が開催されていないこと」について

(ア) 同(ア)について

厚労省マニュアルの記載については認める。

(イ) 同(イ)について

恵庭市マニュアルの記載については認める。

(ウ) 同(ウ)について

虐待ケース会議を開催していない事実は認め、その余は争う。

何度も主張するが、被告恵庭市が、 牧場を訪れたのは、酪農をやめて障がい者たちの行き場がなくなる可能性も考え、グループホーム等への将来的転居可能性を見据えた、療育手帳の取得目的を目指してのことであり、虐待調査のためではない。

また、障害者虐待は疑われておらず、平成29年2月8日訪問以前も、以後も虐待通報または届出はなく、障害者虐待を調査するための虐待ケース会議は開かれず、また、開く必要性もなかった。

オ 同オ「虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応する」

ということをしていないこと」について

(7) 同(7)について

厚労省マニュアルの記載については認める。

(4) 同(4)について

恵庭市マニュアルの記載については認める。

(ウ) 同(ウ)について

争う。

原告らは、虐待案件の処理において、最も基本的な手続きを守っていないと主張する。

しかし、本件においては、虐待案件の処理手続きにさえ則っていない事案であり、原告らの主張はそもそも根拠を欠く。

カ 同カ「まとめ」について

争う。

(6) 同(6)「法の趣旨・目的の逸脱」について

ア 同アについて

争う。

原告らの多数の側面から裁量権の逸脱・濫用と評価されるべきとの主張は、既に本件が虐待案件となっているとの誤った認識に基づく、一方的な主張に他ならない。

イ 同イについて

(7) 同(7)について

佐々木課長の発言については認める。

(4) 同(4)について

熊谷職員の発言については認める。

しかし、原告らは熊谷職員の発言を自己に都合の良いように切り取っている。切取り前の発言は次のとおりである。

(乙C6・8頁)

<高橋委員>

なぜ、eーふらっとは虐待だと盛り上がっていたのか。

<上山主査①>

客観的な状況だけでは虐待は疑われるのではないかと思います。

(乙C6・5頁)

<広中委員長>

他の聞き取りからは、市としては障がい者支援としてまずは手帳の取得を考えていたがeーふらっとは何もしないで虐待を主張していた。2月8日以降eーふらっとは面談記録にも虐待に関する記載はない。eーふらっとは話を聞いた中で虐待を主張していたが訪問後虐待について主張はあったか。

<上山主査②>

虐待として扱うことが認められてなかった。虐待の疑いやお金のことは何も明らかにならなかった。白かどうかの確認されず、疑いのまま曖昧になるのかと思っていた。なかった証拠もないがあった証拠もない。お金のことはあいまいなままだった。

以上のとおり上山主査①発言は、eーふらっとが虐待と盛り上がっていたことに対し、主観的な推測を述べたに過ぎない。

また、上山主査②発言は、広中委員長の問いに対する答えとはなっていないが、虐待案件とまでする情報がなかったという趣旨の発言と思われる。

(ウ) 同(ウ)について

争う。

前記のとおり、原告らは上山主査発言の一部を切り取り、「虐待案件ではない」という結論が先にあったと主張する。

しかし、上山主査発言の真意は虐待案件かどうか不明であった点にある。

したがって、原告らは、上山主査の発言の一部を切り取った自己に有利なようにする偏った主張をしている。

5 ウ 同ウについて

争う。

原告らは、被告恵庭市は、「通報を受けていない」とう結論先にありきの議論を行っていると言張する。

しかし、「通報を受けていない」のは事実である。

10 原告らが何を主張したいのか不明である。

エ 同エについて

(ア) 同(ア)について

否認する。

15 ■■■氏が元市議会議員（議長）であったことは、前記のとおり恵庭市保健福祉部障がい福祉課のみなが知っていることである。■■■氏（亡■■■）は、市議会議員を引退しているのに、何故、対応に気をつけなければならないのかその理由は全く不明である。

また、破たんのことまで市長決裁をとっているというのも不自然極まりない。亡■■■が酪農を辞めたことについて市長決裁をとる意義がわからない。

20 (イ) 同(イ)について

甲 17・11 頁の記載がある限りで認める。

しかし、前記のとおり、この発言は、障がい者らを総合相談所に連れて行って欲しいとの希望を示した保健福祉部職員に対し、虐待のことを持ち出してきた e-ふらっと職員との噛み合っていない状況のもとでなされたものに過ぎない。「市単独で扱っていく」というのも総合相談所へ

障がい者らを連れていき、療育手帳の取得についての話しである。

オ 同オについて

争う。

原告らのいう、「このような意図や動機」から、当該「農家」が、もと
5 恵庭市議会議員（議長）であった亡■■■■氏が経営する■■■■牧場であるとい
う基本情報を提供しなかったという結論が導き出されるのか、論理的機序
が全く不明である。

カ 同カについて

争う。

10 原告らは、被告恵庭市が、本件を虐待案件として扱わなかった真の理由
は、亡■■■■氏が元市議会議員であり、同議会議長であったことに忖度した
ことが推認されると主張する。

しかし e-ふらっとが虐待だ、虐待だと内部文書に記載するも、障がい
者のために何らの行動もしていない。原告らの論理構成は e-ふらっとの
15 記録に重きを置きすぎている。

被告恵庭市としては、何ら忖度などしていないのであり、被告恵庭市の
障がい者らに対する扱いは、法の趣旨・目的を逸脱しておらず、裁量権の
逸脱・濫用にもあたらない。

(7) 同(7)「小括」について

20 争う。

6 同6「被告恵庭市の作為の違法性」について

(1) 同(1)「はじめに」について

ア 同アについて

争う。

25 イ 同イについて

争う。

きたとおりである。

オ 同オについて

争う。

被告恵庭市は、虐待疑い案件として扱う相応の根拠があるのにも関わらず虐待案件としての取り扱いを拒否したことも、積極的に虐待を隠蔽したことはない。

原告らにおいて、「虐待案件としての取り扱いの拒否」、「積極的に虐待を隠蔽」した事実を主張するなら具体的に上記作為を特定されたい。

(4) 同(4)「小括」について

争う。

7 同7「被告恵庭市の責任」について

争う。

被告恵庭市には、故意に原告らのいう作為・不作為を行った事実はない。

また、原告らは、「必要な調査、指導及び北海道への通知等を怠ったことについて被告恵庭市には予見可能性と結果回避可能性に裏付けられた過失が認められる」と主張する。

しかし、原告らのいう「予見可能性及び結果回避可能性」の対象は不明確である。

原告らにおいては、「予見可能性及び結果回避可能性」の具体的内容に明らかにされたい。

以 上